

■負担を軽減する制度

①介護保険の負担限度額

所得に応じて「居住費」と「食費」を軽減する制度です。市町村へ申請し、認定を受けると「介護負担限度額認定証」が交付されます。

段階区分	対象となる方	食費	居住費
第一段階	市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者/生活保護受給者	300円/日	820円/日
第二段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計80万円以下の方	390円/日	820円/日
第三段階①	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計80万円超える方	650円/日	1,310円/日
第三段階②	第一段階～第三段階以外の方/市民税課税世帯	1360円/日	2,270円/日

②高額サービス費

世帯内で1か月のサービスにかかる月額の利用負担額(居住費・食費を含まない額)が、上限額を超えた時は、申請により超過分が支給されます。

区分	負担上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

※お気軽にご相談ください